

●表 3 疾患別リハビリテーション料に関する施設基準

疾患群	心大血管疾患リハ (Ⅰ)	心大血管疾患リハ (Ⅱ)	脳血管疾患等リハ (Ⅰ)	脳血管疾患等リハ (Ⅰ) (言語聴覚療法のみを 実施する場合)	脳血管疾患等リハ (Ⅱ)	運動器リハ (Ⅰ)	運動器リハ (Ⅱ)	呼吸器リハ (Ⅰ)	呼吸器リハ (Ⅱ)	難病患者リハ	障害児(者)リハ
医師(回復期 リハ病棟の従 事者との併任 は不可)	専任の常勤医師が1 名以上(循環器科又 は心臓血管外科に 限る)(直接の監視 が必要)	循環器科又は心臓血 管外科を担当する常勤 医師1名以上が勤務 (症状が安定している患 者の場合、医師の直接 の監視下でなくともよ い)	専任の常勤医師が 2名以上	専任の常勤医師が1名 以上	専任の常勤医師が 1名以上	専任の常勤医師が 1名以上(3年以上 の経験又は適切な 研修)	専任の常勤 医師が1名以 上	専任の常勤 医師が1名以 上	専任の常勤医師 が1名以上	専任の常勤医 師	専任の常勤医師が1名以上
医療職(回復 期リハ病棟の 従事者との併 任は不可)	専従の常勤理学療 法士及び専従の常 勤看護師それぞれ1 名以上	専従の常勤理学療法 士又は専従の常勤看 護師いずれか1名以上	①専従の常勤理学 療法士が5名以上、 ②専従の常勤作業 療法士が3名以上、 ③言語聴覚療法を 行う場合は、専従の 常勤言語聴覚療法 士が1名以上、④① から③までの従事者 が併せて10名以上	専従の常勤言語聴覚 療法士が3名以上	専従の常勤理学療 法士、作業療法士 又は言語聴覚療法 士のいずれか1名 以上	①専従の常勤理学 療法士が2名以上、 または②専従の常 勤作業療法士が2 名以上、または③専 従の常勤理学療法 士及び作業療法士 を併せて2名以上 (研修を終了した代 替医療者は(Ⅱ)を算 定)	専従の常勤 理学療法士 又は作業療 法士がいずれ か1名以上	専従の常勤 理学療法士2 名以上(1名は 回復期リハ病 棟との兼任は 不可)	専従の常勤理学 療法士1名以上	専従の2名以 上の従事者(理 学療法士また は作業療法士 1名以上であ り、かつ、看護 師が1名以上)	①専従の常勤理学療法士又は 作業療法士が2名以上、 または②専従の常勤理学療 法士又は作業療法士のい ずれか1名以上と専従の常勤 看護師1名以上(言語聴覚療 法を行う場合は、専従の常 勤言語聴覚療法士が1名以 上)
機能訓練室	病院 45 m ² 以上、診 療所 30 m ² 以上、他 と兼用できない	病院45 m ² 以上、診療所 30 m ² 以上、他と兼用で きない	160 m ² 以上、言語聴 覚療法を行う場合専 用の個別療法室 8 m ² 以上	専用の個別療法室 8 m ² 以上	病院 100 m ² 以上、診 療所 45 m ² 以上	病院 100 m ² 以上、診 療所 45 m ² 以上	45 m ² 以上	病院 100 m ² 以 上、診療所 45 m ² 以上	45 m ² 以上	60 m ² (患者1名 あたりの面積 は4 m ² を標準)	60 m ² 以上、言語聴覚療法を 行う場合専用の個別療法室 8 m ² 以上